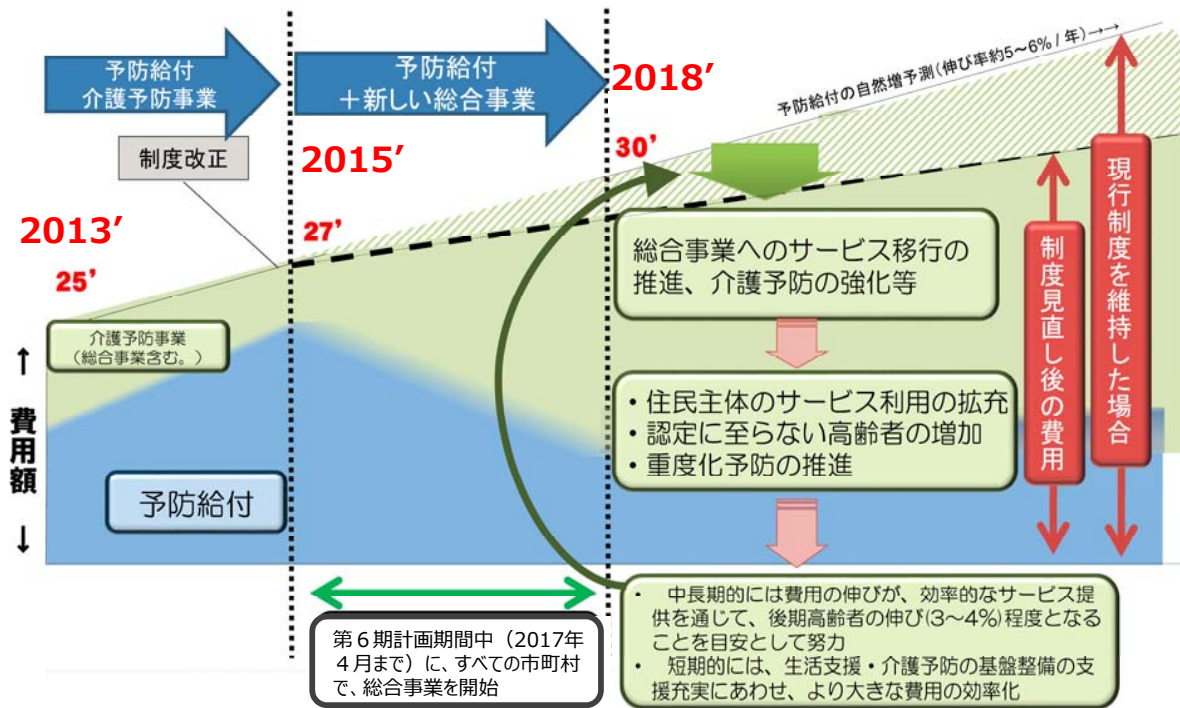


軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等

◆ 総合事業へのサービス移行の推進等による費用の効率化（イメージ）

（厚生労働省作成資料）



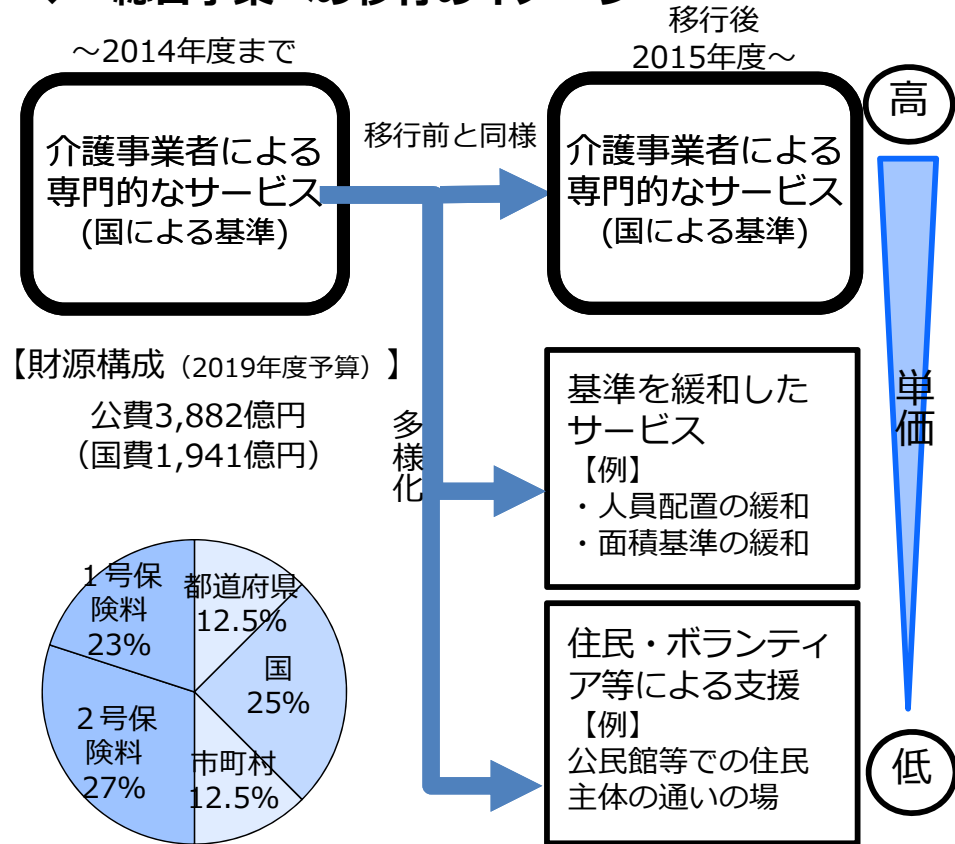
◆ 総合事業の報酬の在り方

報酬については、地域における担い手の確保に関する見通しに配慮するとともに、利用者がそのニーズや状態、自己負担に応じて選択可能とする必要。

【参考例：武蔵野市の訪問型サービス報酬】

	訪問型サービス（基準緩和型）	介護予防訪問介護相当（総合事業移行前）
単位	訪問介護（有資格者） 250単位/回 訪問介護（研修修了者※） 200単位/回 ※ 武蔵野市認定ヘルパー 包括報酬から1回毎にし、無駄を削減	介護予防訪問介護費(I) 1,168単位/月 介護予防訪問介護費(II) 2,335単位/月 介護予防訪問介護費(III) 3,704単位/月
人員基準	管理者、訪問介護員等、サービス提供責任者	管理者、訪問介護員等、サービス提供責任者
対象者	生活援助のみ必要な高齢者で右記以外	身体介護や特別な対応が必要な高齢者

◆ 総合事業への移行のイメージ



(注)総合事業の財源については、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額を措置。

【都道府県の支援のイメージ】

